

盛岡市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画に基づく  
介護施設等の設置及び運営事業者候補者選定要領（第5次募集分）

（趣旨）

第1 この要領は、盛岡市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画に基づく介護施設等の設置及び運営を行う事業者の候補者（以下「事業候補者」という。）を応募のあった者（以下「応募者」という。）の中から選定するために必要な事項を定めるものとする。

（審査会の設置）

第2 応募者の中から事業候補者を選定するため、審査会を設置する。

2 前項の審査会は、学識経験者及び被保険者の中から市長が委嘱する2人に市長が指名する盛岡市の職員1人を加えた3人の審査員で組織する。

3 応募者の役職員又はその役職員の3親等以内の者は、前項の審査員になることができない。

（選定の方法）

第3 事業候補者の選定は、応募書類の内容審査により行う。

2 前項の審査は、既存の特別養護老人ホームに併設される短期入所生活介護から特別養護老人ホームへの転換が、応募者の法人運営に与える影響や当該短期入所生活介護の利用者に与える影響等を勘案し行うものとする。

（選定結果等の公表）

第4 選定結果は、応募者全員に通知し、事業候補者に選定された場合は、その理由を公表する。ただし、公にすることにより、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項は、公表しない。

（庶務）

第5 選定に関する庶務は、保健福祉部介護保険課において処理する。